

重層的支援体制整備事業交付金

令和 7 年11月14日（金）

厚生労働省 社会・援護局

地域福祉課 地域共生社会推進室

地域共生社会の実現に向けた取組 (包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携 による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

【全ての市町村に対する努力義務】

市町村に地域の特性を踏まえた、包括的な支援体制(※)の整備に努めることを義務づけ

(※) 以下、3点の機能を有する体制

- ① 地域住民同士が支え合う機能
- ② 支援関係機関が連携して支援を行う機能
- ③ 地域住民と支援関係機関をつなぐ機能

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

包括的な支援体制の整備の手法の一つとして、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する事業

(任意事業：全国473箇所(R7予定))

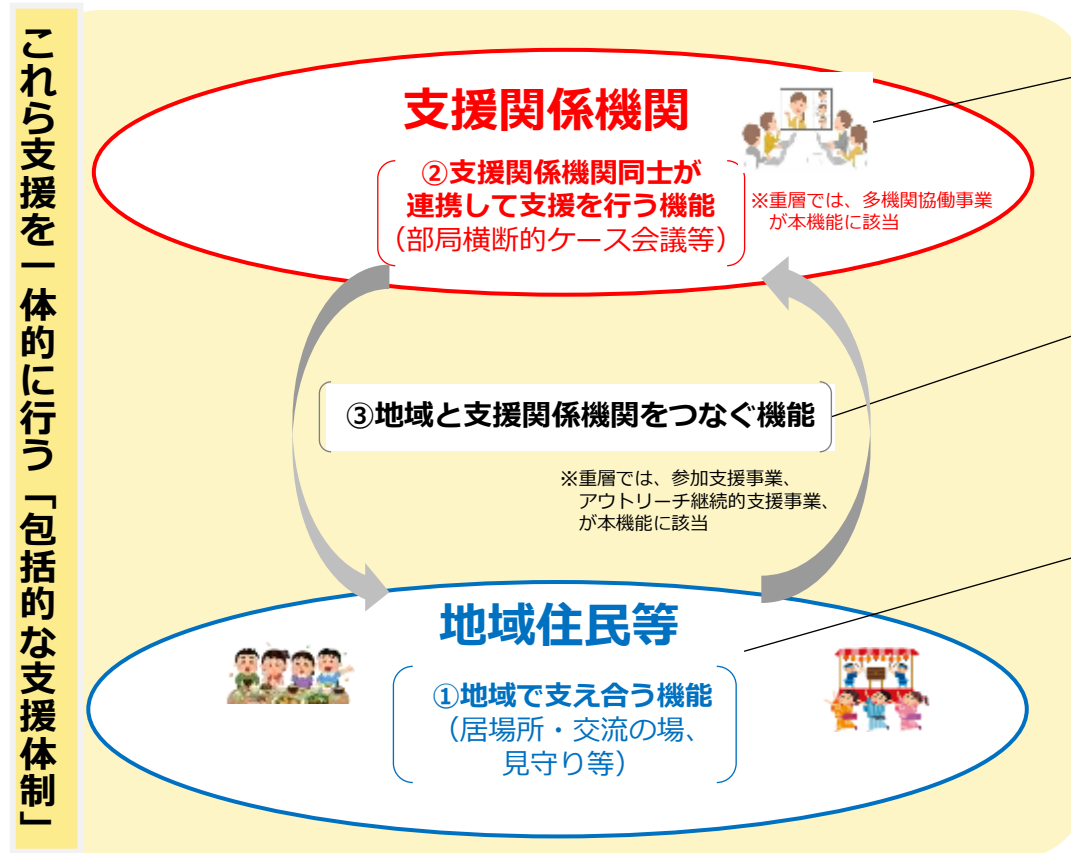
【包括的な支援体制整備のための1つの手段として規定。
市町村の任意で実施可能】

包括的な支援体制の整備（社会福祉法第106条の3）

イメージ

- 包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制整備を行うもの。
(※) 社会福祉法第106条の3 柱書の規定
市町村は、地域の实情に応じた次に掲げる施策（1～3号）の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
- 体制整備においては、①地域で支え合う機能、②支援関係機関が連携して支援を行う機能、③地域と支援機関をつなぐ機能の整備が重要。
- 重層的支援体制整備事業は、この体制を整備するための事業であり、人口減少と担い手不足が深刻な地域においては、①地域で支え合う機能や、③地域と支援関係機関をつなぐ機能が特に重要となる。

《イメージ図》



《現行条文との関係》

◎ 106条の3 第1項第3号

三 生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

◎ 106条の3 第1項第2号後段

二 地域住民等が（中略）、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

◎ 106条の3 第1項第1号・2号前段

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、（中略）に関する施策

(注1) 地域住民等：地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（4条2項） 支援関係機関：地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（4条3項）

(注2) 包括的相談支援事業と地域づくり事業は重層を実施しているか否かに関わらず、実施されるものであるため記載省略

包括的な支援体制の整備に関する規定 ①（社会福祉法（抄））

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

包括的な支援体制の整備に関する規定 ②（社会福祉法（抄））

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言、現在の住居において日常生活を営むのに必要な援助その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

包括的な支援体制の整備に関する規定 ③（社会福祉法（抄））

（続き）

- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、児童福祉法第十条の二第二項に規定することも家庭センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第八十一条第一項に規定する支援協議会その他の居住の支援に関する機関と緊密に連携しつつ、地域生活課題を抱える地域住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 5 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 6 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

重層的支援体制整備事業の構造（社会福祉法第106条の4第2項）

○ 以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援 それぞれの制度から 重層事業の実施有無に関わらず 財政措置	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援 それぞれの制度から 重層事業の実施有無に関わらず 財政措置	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
			【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

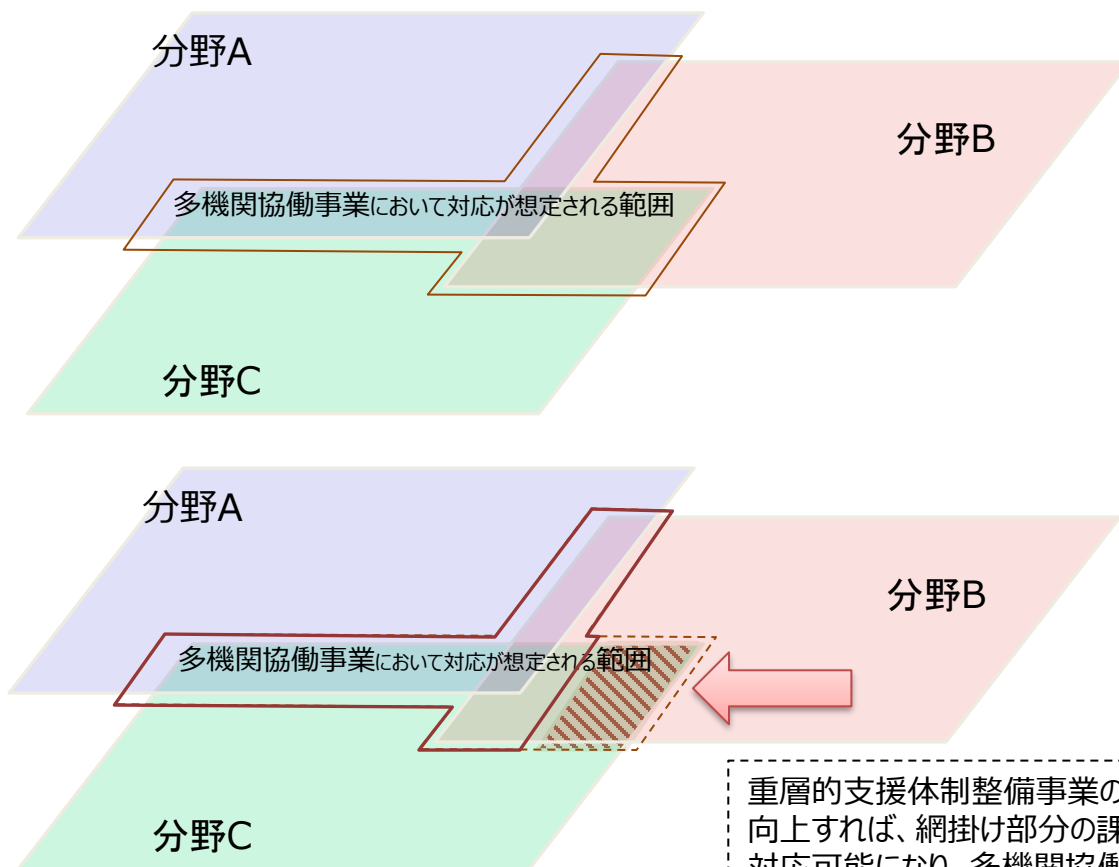
属性を超えた
対応が可能な制度

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

重層事業を実施した市町村にのみ追加の財政支援を実施

重層的支援体制整備事業の意義 ①

- 生活課題が複数分野にまたがっているケースについて、分野の重なり合っている部分（**重層的な部分**）における協働がこれまで以上に機能すれば、より支援の可能性が広がるという点に着眼し、そのための**支援体制を整備**しようとするのが本**事業**の狙い。



① 具体的な対象範囲を知るために

まず手元の相談体制・支援体制において、個別ケースのレベルで「惜しいケース」を把握、関係者間で共有することが大切

潜在的なニーズや狭間のニーズを抱える事例についても関係者間での共有することも重要

② 困難事例の押し付けにしないために

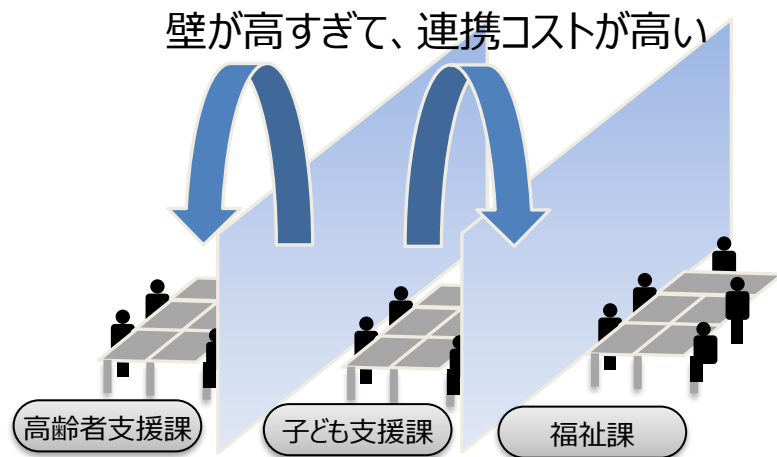
多機関協働を中心として、各分野の相談機関や専門職の対応力を高め、**最終的には多機関協働事業者が担うべき守備範囲の縮小こそ、本事業の目標。**
個々の分野の対応力強化をセットにした取組が求められる。

重層的支援体制整備事業の成果で分野Bの課題対応力が向上すれば、網掛け部分の課題については、分野Bの中で自ら対応可能になり、多機関協働事業の範囲は縮小。

重層的支援体制整備事業の意義 ②

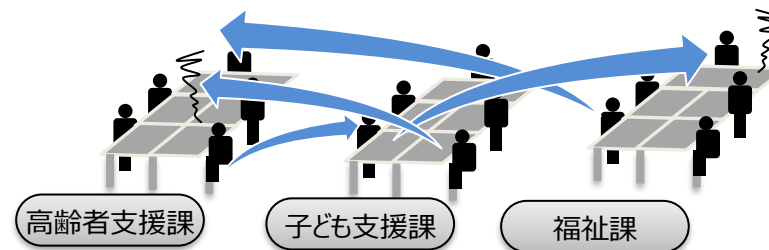
縦割りが過ぎると、部署間の連携コストは高くなる

- ✓ 対象者別の制度間の壁が高すぎると、縦割りの弊害が最大化し、支援対象者への円滑なリーチアウトができなくなる。
- ✓ 重層的支援体制整備事業は、この「高すぎる壁」問題へのアプローチである。



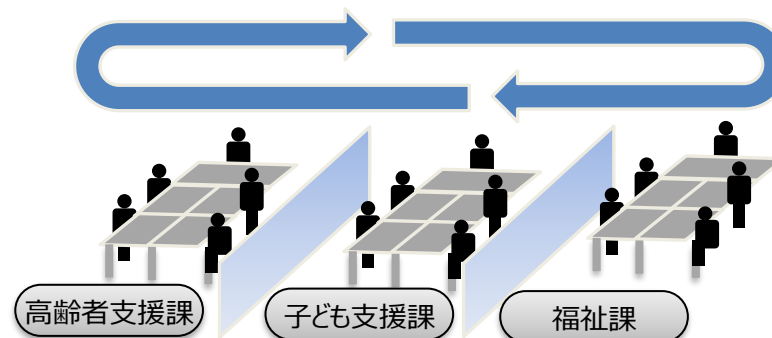
制度間の壁を全部
取り払ったら大混乱

現場の壁をすべて取り払えば、役割分担もできず、現場は混乱に陥るだけ。一定の組織的区分は業務の適切な運用に不可欠。各分野の制度を、ひとまとめにするわけではない。



制度間の壁は残しつつ、壁を低くして
風通しを良くする

既存制度の制度間の仕切りは残したまま、対象者別の制度の壁を低くすることで、**風通しを良くし、スムーズな連携を目指す**。スムーズな連携を阻害しているのは何かを検討することが大切。



重層的支援体制整備事業の意義 ③

- 参加者がそれぞれイメージしている目的が異なると、毎回の議論は有意義だと感じていても、同じような議論が繰り返され、次のステージに進まない停滞感が広がることも少なくない。
- 「どのようにして地域の仕組みをアップグレードしていくのか」という目標の設定と、その過程をイメージすることが大切。

重層的支援会議は、どんな役割を持つのか？

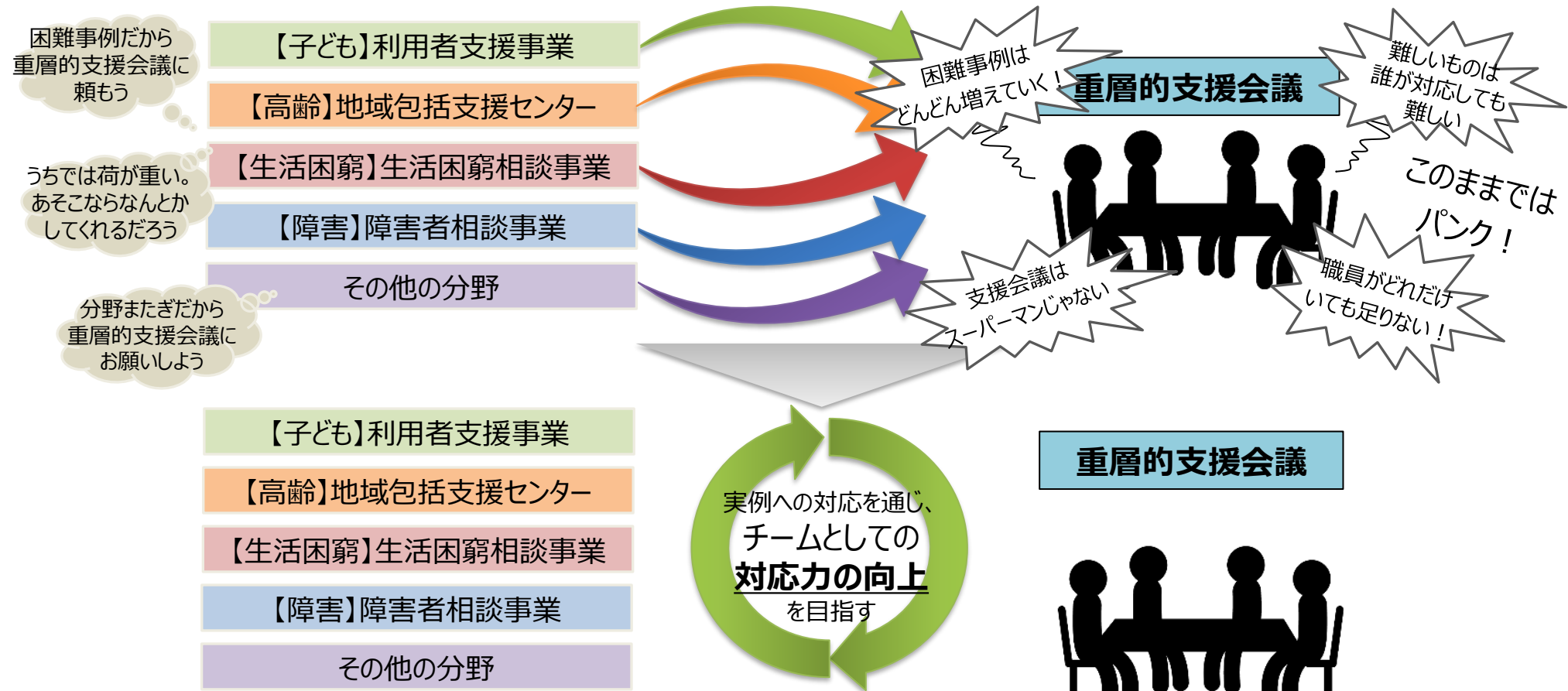


目的を明確にすれば、その時々で会議の役割が見える



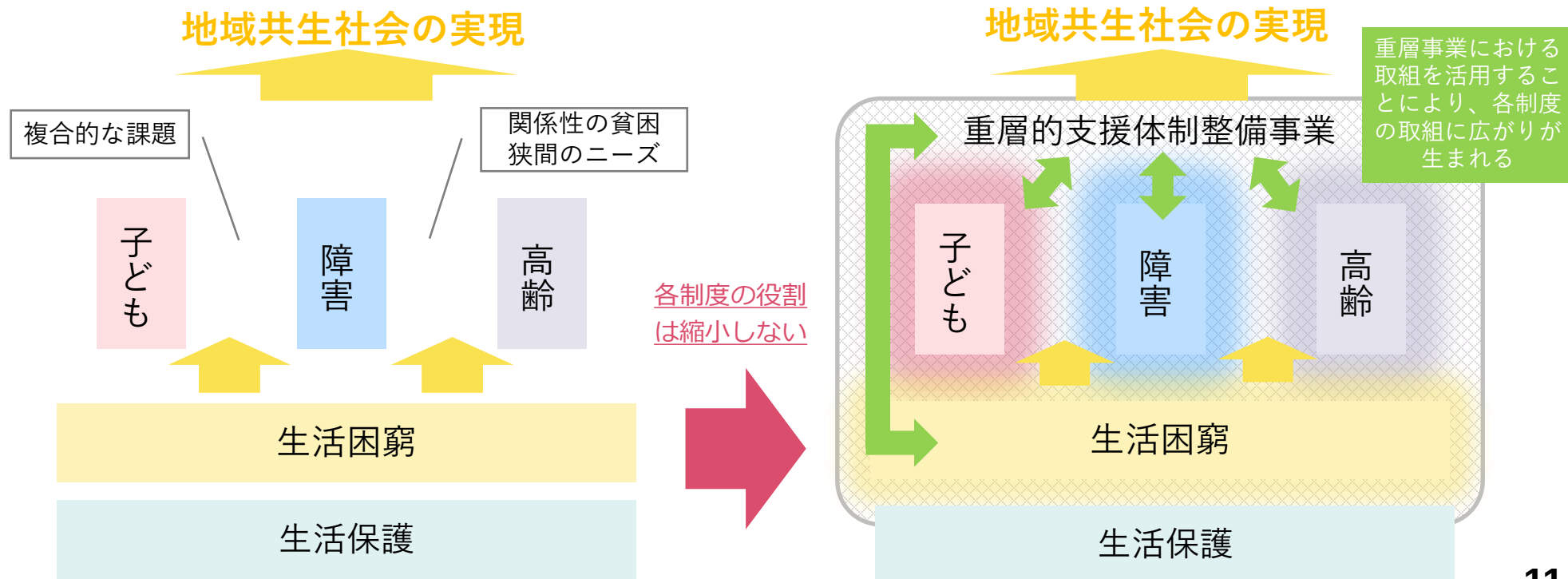
重層的支援体制整備事業の意義 ④

- 各分野では効果的に対応が難しいケースを重層的支援会議に持ち込み、関係機関との協働で対応にあたるものの、**対応の主体は、あくまでも各分野の相談機関。**
- 支援に関する経験やノウハウを共有し、それぞれの**機関に持ち帰り**、今後、同様のケースが生じたときの対応力の向上につなげることが重要。各相談機関の対応力の向上につれ、会議を開催する必要性は低下していく。



重層的支援体制整備事業の意義 ⑤

- 地域住民を含めすべての関係者との協働により「包括的な支援体制」を整備できるようにする。
 - ※ 新しい「窓口」をつくるものではない。包括的な「相談支援」体制ではない。
 - すべての住民を対象に
 - すべての関係者とともに作る
 - 継続的な伴走支援に必要な「協働の中核」「アウトリーチ等の継続的支援」「参加支援」の機能を強化
- 支援体制に必要な費用について、各分野統一して「重層的支援体制整備事業」を実施するための費用として財政支援を行う。
 - 各分野で定められた相談支援・地域づくりの機能を越えた支援が可能となる。
- これまでも各分野ごとに包括的かつ継続的な支援を指向してきたところであるが、今一度地域共生社会の理念を共有し、関係機関が連携し市町村全体の包括的な支援体制の整備に取り組むことで、多様な分野と連携したソーシャル・ワーク・仕組みづくりを一層充実させることができる。



「重層的支援体制整備事業に関わることになった人に向けたガイドブック」(令和3年3月) (抜粋) ①

III. 事業全体をどうデザインするか

1. 事業が対象とする範囲を意識する

① 各分野の重なりあった部分が対象

- 具体的な体制整備のデザインを検討する際には、事業で取り扱う課題の範囲や規模を意識することが大切です。地域で支援を必要とする人はたくさんいますし、また支援している団体や機関も多数ありますが、すべてを本事業で対応するわけではありません。すでに、各分野の相談窓口や支援団体は、自らが有する専門性と地域のネットワークを最大限に活用して、多様な住民の生活課題と向き合ってきました。特に、生活困窮の分野では、これまでも分野横断的な支援を実現するための取組も行われてきたところです。
- こうした既存の取組により、地域の支援資源は拡張されてきましたし、支援の選択肢が増えてきたのも事実です。したがって、既存の体制・既存資源で対応できる場合は、本事業の必要性はありませんし、本事業が導入された後も、基本的に既存の支援体制は、これまで通りの活躍が期待されています。
- 既存の相談体制が積極的に支援を展開してきた一方で、専門分野をまたいだり、予算の費目上の制約や、分野間の連携の不足によって、「もう少し支えられるはずなのに」と感じるケースがあることも事実です。**生活課題が複数分野にまたがっているケースについて、分野の重なり合っている部分（重層的な部分）における協働がこれまで以上に機能すれば、より支援の可能性が広がるという点に着眼し、そのための支援体制を整備しようとするのが本事業の狙い**です。
- したがって、本事業が対象にする範囲は、既存の体制の積み上げや対応力、組織間・専門職間の連携の蓄積が大きく影響し、地域ごとに大きく異なると考えるべきです。分野間連携のハードルの高さは、自治体規模や支援団体の数などにも影響を受けますし、何より、それぞれの地域での取組の蓄積によって大きく異なります。例えば、4分野のうちの一つの分野では、これまでも分野横断的な課題を抱える人への対応力を高めているとすれば、本事業に関わるべき範囲も縮小されることになります。
- その結果、対象範囲が自治体ごとに異なるため、対象範囲を全国一律に定義することもできません。したがって、具体的な対象範囲を知るためには、まず手元の相談体制・支援体制において、個別ケースのレベルで「惜しいケース」をしっかりと把握し、関係者間で共有することが大切になります。

「重層的支援体制整備事業に関わることになった人に向けたガイドブック」(令和3年3月) (抜粋) ②

III. 事業全体をどうデザインするか

5. 評価指標とどう向き合うか

① 事業評価の難しさ

- 行政の事業である以上、評価は避けて通れません。一般的に、事業評価では、マクロの視点からの「アウトカム指標（成果指標）」やミクロレベルでの事業過程を評価する「プロセス指標」などが設定されますが、いずれの指標も本事業では、データの把握も難しく、また仮に計測できてもその解釈が容易ではありません。
- 例えば、相談件数をプロセス指標に設定した場合、その数が多い方がよいのか、少ない方がよいのかは判断が付きません。そもそも、本事業で対象となるケースの範囲は、既存の相談窓口や支援団体の対応可能な範囲によっても異なります。対象者の数が多いのは、アウトリーチのアプローチが効果的に機能しているのか、あるいは住民の生活困窮が進んでいるのか判断が付きません。また、各分野の窓口体制で十分な対応がとられていれば、本事業での相談件数は減少しますし、課題を抱える人に十分アウトリーチできていない場合も、対象者数が少なくなっていきます。数量的な多寡によって事業成果やプロセスを評価することは、簡単ではないのです。
- また、仮にマクロの支援から成果として、自殺者数や引きこもりの人の数などを設定したとしても、それが本事業の結果として増減しているのか、社会全体の景気や失業率などの影響を受けているのかは、判断が付きません。

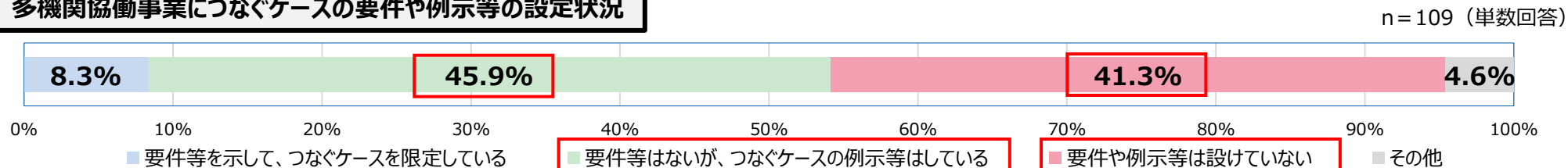
② 評価指標の持つ意味

- では評価指標にはどのような意味があるのでしょうか。すでに触れたように、**本事業は、地域におけるケースワーク全体を対象とした事業ではありません。地域で生活課題を抱える人への対応は、ほとんどの場合、本事業以外の既存の相談体制によって行われています。むしろ、本事業での対応ケースは、全体のごく一部**といえます。
- **評価指標は、事業のよしあしを単純に評価するものというよりも、評価時点において、事業が置かれている社会・経済環境の状態や、事業の進展を「見える化」することが目的**と考えるべきでしょう。これらの**数値を時系列で追っていくと、一定の変化が観察されます。それぞれの数字の変化が起こった背景を分析することで、本事業でとるべき相談・支援体制の改善の道も見えてくる**かもしれません。このように指標は、事業の成否を短期的に評価するための数値ではなく、時系列的な変化を確認しつつ、その段階で本事業が置かれている社会・経済環境を把握し、今後、事業が対応していくべき方向性を検討するための材料として活用することが重要になります。

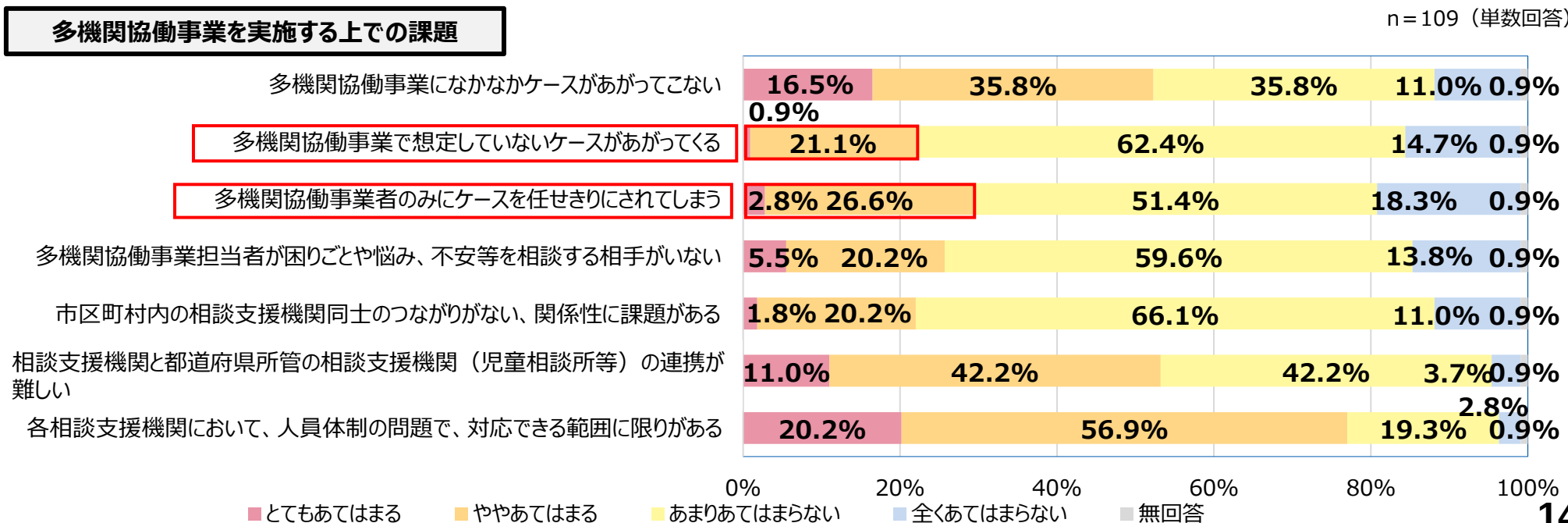
多機関協働事業の運用状況

- 令和4年度に重層的支援体制整備事業を実施していた市町村における、多機関協働事業につなぐケースの要件や例示等の設定状況をみると、「要件等はないが、つなぐケースの例示等はしている」が最も多く（45.9%）、次いで「要件や例示等は設けていない」が多かった（41.3%）。
- また、「多機関協働事業で想定していないケースがあがってくる」、「多機関協働事業者のみにケースを任せきりにされてしまう」に「とてもあてはまる」「ややあてはまる」と回答した市町村も一定数存在し、多機関協働事業で想定されている役割を超えて、運用されているケースも想定される。

多機関協働事業につなぐケースの要件や例示等の設定状況



多機関協働事業を実施する上での課題



重層的支援体制整備事業の趣旨・目的

1. 事業創設の背景

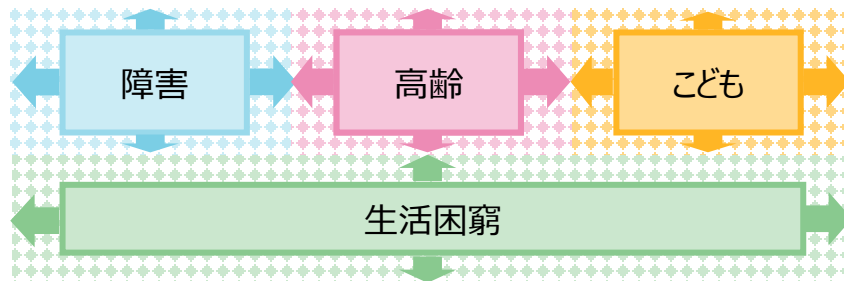
- 平成29年法改正により、「包括的な支援体制の整備」が市町村の努力義務化され、各市町村においては、福祉分野制度（高齢・障害・こども・生活困窮の4分野／メインシステム）を活用しながら取組を進めてきたものの、メインシステムが十分に機能しない状況が見られた。
- このため、メインシステムの機能向上を図るための「手段」として、令和2年社会福祉法改正により、重層的支援体制整備事業（サブシステム）を創設。

2. 事業趣旨・目的

重層的支援体制整備事業による「メインシステムが十分に力を発揮するための仕掛け」により、同システムを最適化。

（A）メインシステムの「幅を広げる」

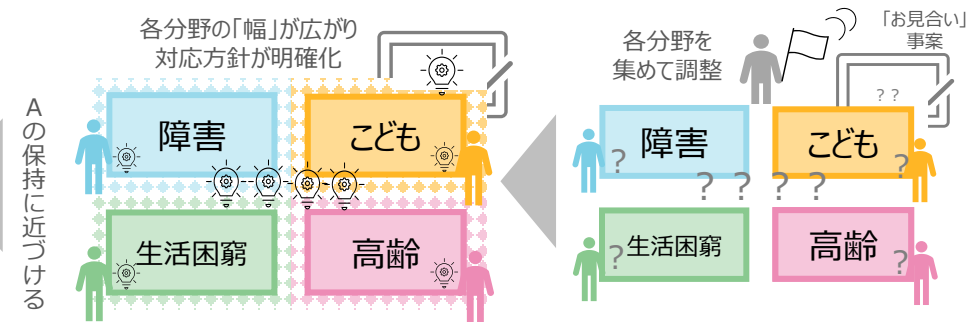
メインシステムでの既存事業を一体的に運用する。
＝メインシステムを「重ね」、「抜け漏れ」を防止。
図の菱形の部分で重層事業も(※)活用して作り上げる。



(※) 近年、生活困窮分野や高齢分野においても、「幅を広げる」施策が進んでおり、特に生活困窮分野はもとより「誰一人取り残さない」発想のもとに創設された、「土台」となるべき分野。

（B）メインシステムの「調整を行う」

メインシステムだけでは「お見合い」が生じる事案等が存在。
＝多機関協働事業で「調整」し、まず当該事象を解決。
様々な事象で「調整」を繰り返すことで、Aに近づける。



どのような事案が生じて、重層的支援体制整備事業を通じ、生活困窮分野・高齢分野で行われている「幅を広げる」施策に落とし込みながらメインシステムの機能向上を図ることで、包括的な支援体制の整備を推進する。

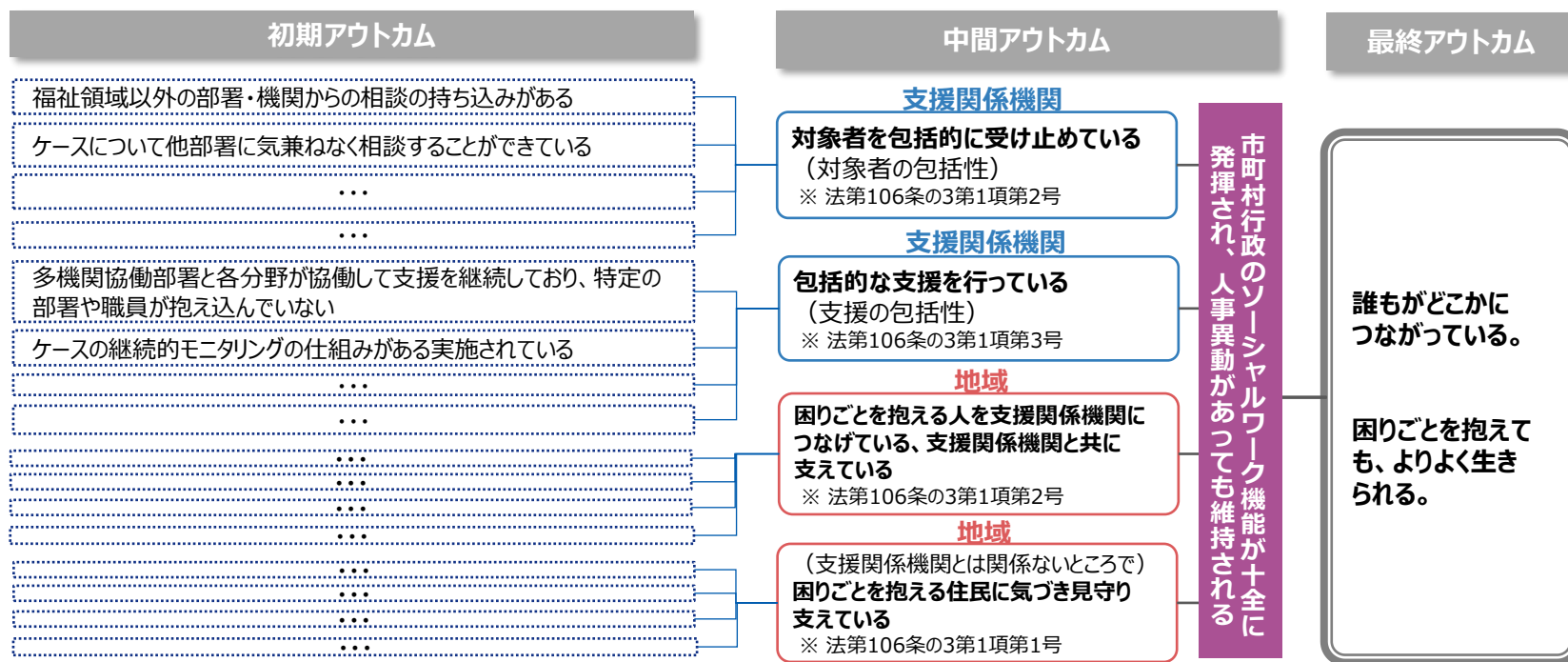
評価の考え方（案）

重層的支援体制整備事業／包括的な支援体制の整備に関するプロセス・評価方法の検討における前提条件

- 包括的な支援体制の整備は、社会福祉法において、市町村に対し努力義務が課されているが、市町村からは、整備にあたって踏むべきプロセスや、整備した体制を評価する方法がわからないといった声があがっている。今後市町村が包括的な支援体制の整備を推進する上で参考となる、**体制整備（包括的な支援体制の整備）・事業実施（重層的支援体制整備事業）のプロセスや評価方法等の例示**を行う必要がある。
- **「重層的支援体制整備事業」の評価について検討**を行うため、「包括的な支援体制の整備」に係る評価の検討を合わせて行い、評価案の作成にあたっては、**市町村における実現可能性も考慮する必要がある**。評価手法としては、可能な限り定量評価を検討しつつ、数値化が難しいものは定性評価も検討する。
- 重層事業の実施による効果を把握するために、包括的な支援体制の整備にかかるロジックモデルを構築し、**初期アウトカムが重層事業の実施前後で変化したか（支援する側が変化したか、個々の制度の対応力が強化されたか等）したか**を問う。
- 重層的支援体制整備事業については、包括的な支援体制の整備を進めるにあたり、個々の制度での対応が難しい市町村が同体制の整備を進める上で、主に初期の段階で、同事業の交付金や支援会議等の仕組みにより人員体制を強化し、個々の制度の支援者の対応力の向上を図り、関係機関等の連携体制を整え、最終的には多機関協働事業者が介在しなくても個々の制度の関係機関間で対応できる範囲を拡大することを目指すことを明確化する。

評価の考え方（案）

- 令和7年度社会福祉推進事業「市町村における包括的な支援体制の整備プロセス・評価方法に係る調査研究」においては、市町村における包括的な支援体制の整備に係るプロセス・評価の在り方について検討を行っている。
- 個々の制度の支援者側の縦割り（制度・事業・組織）により制度の隙間への対応が不十分、あるいは特定の部署・支援者がケースを抱えこみ世帯全体への支援が実現しないなどの問題が生じる場合があり、**支援者の「支援のしづらさ」**が指摘されている。重層的支援体制整備事業は、こうした支援のしづらさの解消・緩和に向けて、個々の制度の支援者の対応力の向上や支援関係機関の連携強化を図るためのものと位置付けられている。
- また既存制度・事業だけでは対象者の把握・支援が困難な中で継続的な伴走を実現するには、地域における人とひとのつながりが不可欠であり、地域住民の**「気かけ力」の醸成や専門職等との連携促進等、地域づくり**も大きな課題となっている。
- これらの課題意識をもとに、対象者を包括的に受け止め・支援し、地域との協働によって対象者を支える地域づくりを進めることで、誰もがどこかにつながり、困りごとを抱えても、よりよく生きられる社会を構築していく。
- 現在、本事業の検討委員会では、上記の認識をもとにロジックモデルの検討（下図）に着手している。



- ◆ **人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ**、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて**地域共生社会の深化を図るための提言**をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、**2040年に向けて、全ての市町村で**、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、**包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現**が図られることを強く祈念する。

1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
 - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
 - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
 - iv. 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
 - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
 - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
 - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
 - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
 - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し 等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

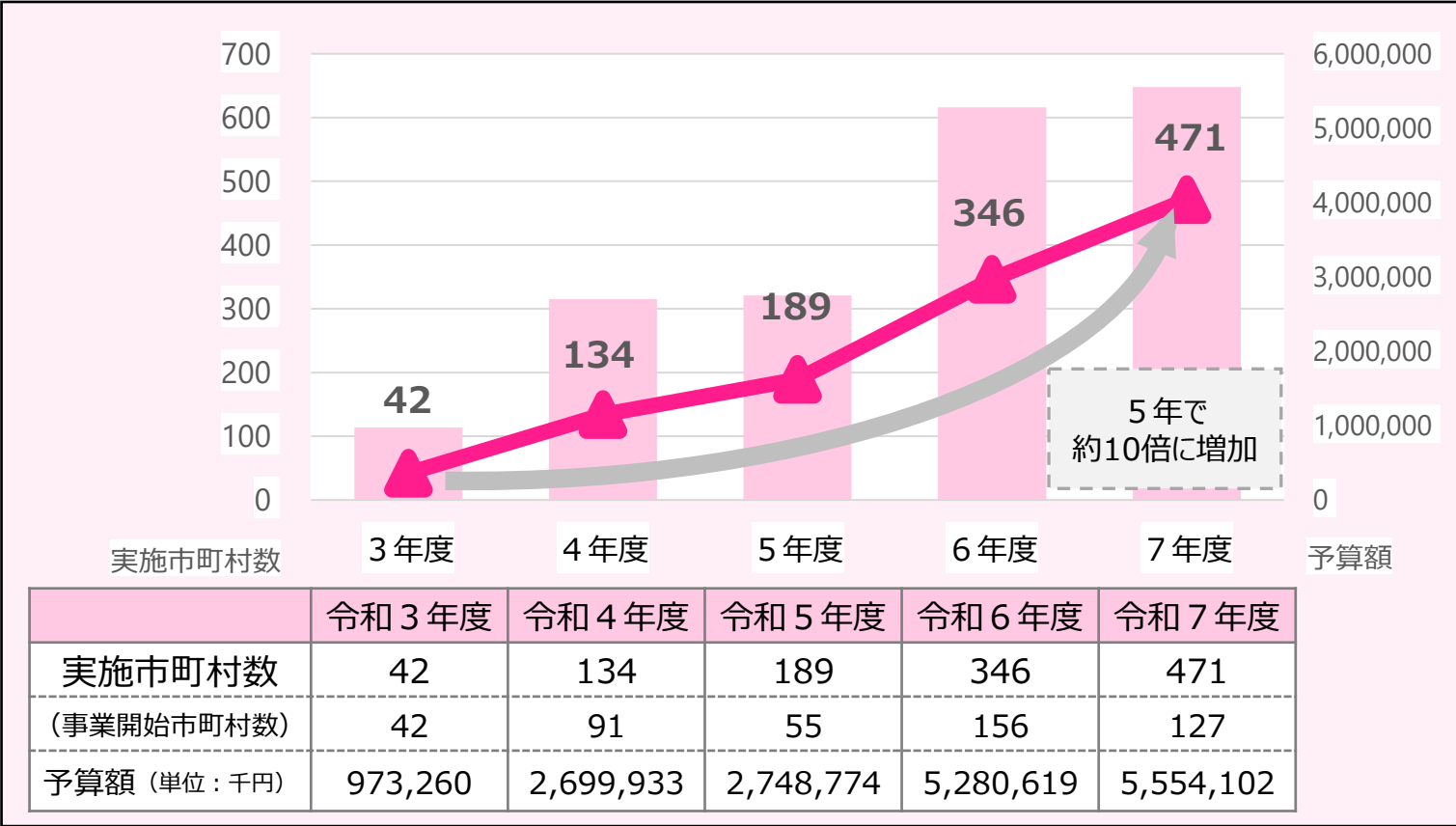
5. 社会福祉における災害への対応

- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

重層的支援体制整備事業 実施市町村数・予算額の推移／人口規模別実施市町村数

- 令和 7 年度重層的支援体制整備事業実施予定市町村は471市町村であり、制度が開始された令和 3 年度の実施市町村数（42市町村）と比較して、約10倍になった。これに伴い、重層的支援体制整備事業のうち、多機関協働事業等の予算額も約 6 倍（令和 7 年度予算額：5,554,102千円、令和 3 年度予算額973,260千円）となっている。
- また、471市町村の人口規模をみると、人口規模が大きくなるほど、実施率は高くなる傾向にあった。

重層的支援体制整備事業実施市町村数・予算額の推移



人口規模別実施市町村数

市町村の人口規模	実施率
1 万人未満	9.2%
1 万人以上～3 万人未満	17.9%
3 万人以上～5 万人未満	28.5%
5 万人以上～10 万人未満	44.3%
10 万人以上～20 万人未満	48.6%
20 万人以上～30 万人未満	64.6%
30 万人以上～40 万人未満	76.7%
40 万人以上～50 万人未満	94.7%
50 万人以上	68.6%
全市町村（1,741市町村）	27.1%

地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）

第3章 地方創生2.0の起動

6. 政策パッケージ

（1）安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

④多様な人々が活躍する地域社会の実現

i. 包括的な福祉等の支援体制の構築による地域共生社会の実現

地域共生社会³²の構築に向け、市町村における包括的な支援体制の整備を進める。具体的には、包摂的な生活困窮者自立支援制度を基軸に相談対応の一体的実施や地域づくりの機能強化（相談対応人材の共通化や地域づくりを担う人材（コーディネーター）の一本化など）を図るとともに、労働者協同組合、地域運営組織（RMO）、指定地域共同活動団体等の福祉以外の幅広い他分野との連携・協働を進めるなどして、地域の互助機能の強化に向けて地域住民の参画を促す取組を展開する。また、高齢化等を背景とした地域社会における担い手不足について、多世代・横断的な担い手と地域課題をマッチングする仕組みの構築を推進する。

特に担い手不足が深刻化し、地域で支え合う機能が低下する中山間・人口減少地域では、新たに、高齢、こども、障害、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業を一本化し、機能強化を図るとともに、福祉以外の他分野を含めた地域内での連携・協働を図るための制度改正³³を実施し、モデル事業を通じて地域での事例を蓄積し、他の地域へ展開する。

【当面の目標：制度的対応について2025年度中に結論】

32 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を指す。

33 高齢、こども、障害、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準等の見直しや、地域との連携・協働機能強化のための支援の実施等について、社会保障審議会等において必要な検討を実施。

都道府県における包括的な支援体制の整備の推進（現状・課題と方向性）

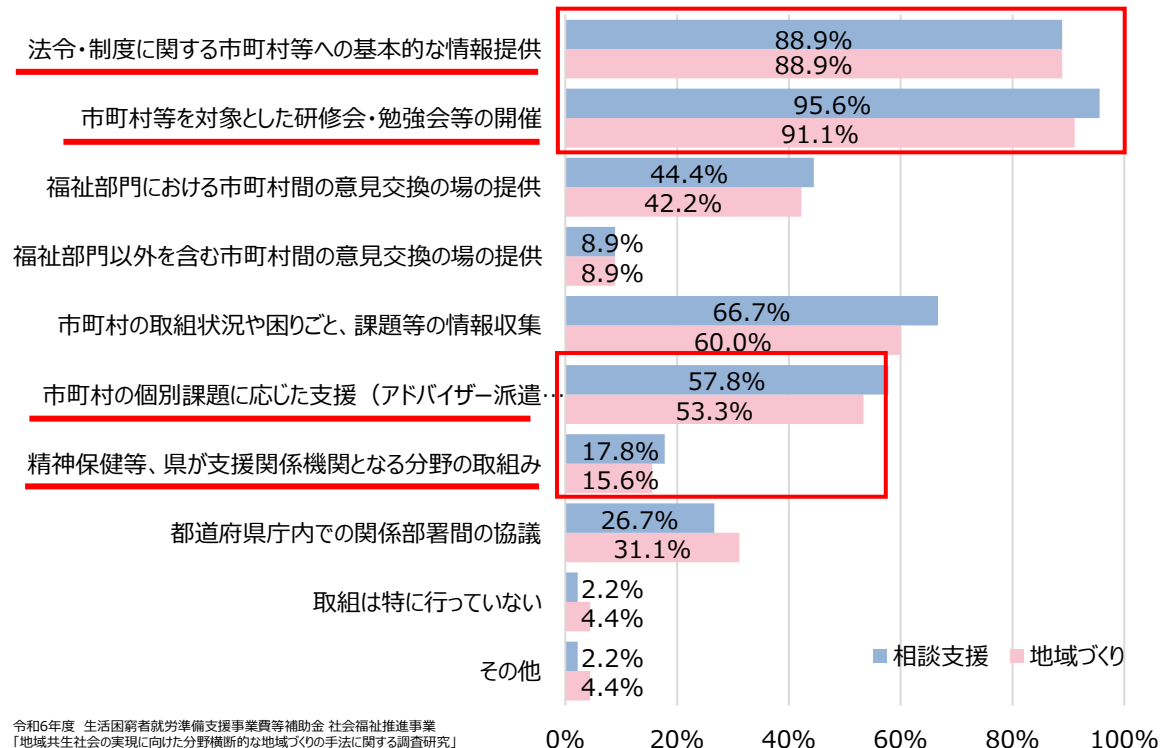
（現状・課題）

- 社会福祉法第6条第3項において、都道府県には、市町村による包括的な支援体制の整備にあたり、必要な助言、援助を行うこととされている。また、都道府県後方支援事業を活用し、各都道府県では、市町村の後方支援を実施している。
- 他方、都道府県による市町村への支援は、研修会・勉強会の開催、基本的な情報提供が中心であり、市町村の実情に応じた支援にまでは至っていない現状がみられている。また、都道府県が実施主体となる精神保健等の分野との連携も課題。

（対応の方向性）

- 都道府県による市町村への伴走支援の強化や、広域対応が必要な支援実施主体としての都道府県の役割の明確化等により、市町村への支援を強化を図る。

《都道府県による市町村支援の状況》



《都道府県の責務・役割》

- 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
第6条（略）

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

《包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業》

- 予算額：1.5億円（令和7年度）
- 国庫補助率：3／4
- 主な実施内容
 - （1）都道府県庁内・外の連携体制確保
 - （2）市町村への研修（必要なプロセス等の実施）
 - （3）管内市町村同士のネットワーク作り
 - （4）管内市町村に対する伴走的支援の実施
 - （5）機運醸成のためのセミナー・シンポジウム開催

R7年度から追加

包括的な支援体制整備のあり方の見直しに向けた、令和7年度社会福祉推進事業における対応

調査事項	調査内容	実施主体								
① 市町村における包括的な支援体制の整備プロセス・評価方法に係る調査研究	包括的な支援体制整備や重層的支援体制整備事業の質の向上に向け、目標、評価指標設定、プロセス、実施状況評価、見直し方法等について、以下のとおり、調査研究を行う。 <table><tr><td>①</td><td>市町村職員を中心とした調査研究委員会の設置。</td></tr><tr><td>②</td><td>市町村・都道府県に対する、包括的な支援体制の整備に係るプロセス・評価・見直し方法等の実態調査（アンケート・ヒアリング）。 重層的支援体制整備事業実施市町村に対する、同事業に係るプロセス・評価・見直し方法等の実態調査（アンケート・ヒアリング）。</td></tr><tr><td>③</td><td>②の結果等を踏まえ、市町村での包括的な支援体制整備や重層的支援体制整備事業の実施に係るプロセス・評価・見直し方法等の検討、例示。重層的支援体制整備事業移行準備事業実施市町村等での検証。</td></tr><tr><td>④</td><td>①～③による成果を報告書等にまとめ、市町村等に周知。</td></tr></table>	①	市町村職員を中心とした調査研究委員会の設置。	②	市町村・都道府県に対する、包括的な支援体制の整備に係るプロセス・評価・見直し方法等の実態調査（アンケート・ヒアリング）。 重層的支援体制整備事業実施市町村に対する、同事業に係るプロセス・評価・見直し方法等の実態調査（アンケート・ヒアリング）。	③	②の結果等を踏まえ、市町村での包括的な支援体制整備や重層的支援体制整備事業の実施に係るプロセス・評価・見直し方法等の検討、例示。重層的支援体制整備事業移行準備事業実施市町村等での検証。	④	①～③による成果を報告書等にまとめ、市町村等に周知。	三菱UFJ リサーチ＆コン サルティング
①	市町村職員を中心とした調査研究委員会の設置。									
②	市町村・都道府県に対する、包括的な支援体制の整備に係るプロセス・評価・見直し方法等の実態調査（アンケート・ヒアリング）。 重層的支援体制整備事業実施市町村に対する、同事業に係るプロセス・評価・見直し方法等の実態調査（アンケート・ヒアリング）。									
③	②の結果等を踏まえ、市町村での包括的な支援体制整備や重層的支援体制整備事業の実施に係るプロセス・評価・見直し方法等の検討、例示。重層的支援体制整備事業移行準備事業実施市町村等での検証。									
④	①～③による成果を報告書等にまとめ、市町村等に周知。									
② 地域住民主体の地域づくりに係る背景と福祉行政との連携体制の構築過程に関する調査研究	地域住民主体の活動や、当該活動と専門性のある支援体制の連携・協働の促進に向け、事例収集・効果的な支援方法等について、以下のとおり、調査研究を行う。 <table><tr><td>①</td><td>住民が主体的に開始した活動事例や、住民が主体的に行う活動と専門性のある支援体制との連携・協働事例の収集（全国10事例程度。過疎地域における事例又は過疎地域において活用できる事例等も含む）。</td></tr><tr><td>②</td><td>①で収集した事例における活動実施者（住民）や支援を行った行政・団体に対し、活動目的、活動が行われるまでのプロセス、支援時期・内容、支援にあたっての課題・評価、効果的な支援の在り方等に係るヒアリング。</td></tr><tr><td>③</td><td>②を踏まえ、地域活動が行われるまでのプロセスとそれに対する行政や地域活動を支援する団体等の役割（効果的な支援方法）、地域活動が行われたことによる地域住民等への効果のみを提示した事例集の作成。</td></tr><tr><td>④</td><td>①～③による成果を報告書等にまとめ、市町村等に周知。</td></tr></table>	①	住民が主体的に開始した活動事例や、住民が主体的に行う活動と専門性のある支援体制との連携・協働事例の収集（全国10事例程度。過疎地域における事例又は過疎地域において活用できる事例等も含む）。	②	①で収集した事例における活動実施者（住民）や支援を行った行政・団体に対し、活動目的、活動が行われるまでのプロセス、支援時期・内容、支援にあたっての課題・評価、効果的な支援の在り方等に係るヒアリング。	③	②を踏まえ、地域活動が行われるまでのプロセスとそれに対する行政や地域活動を支援する団体等の役割（効果的な支援方法）、地域活動が行われたことによる地域住民等への効果のみを提示した事例集の作成。	④	①～③による成果を報告書等にまとめ、市町村等に周知。	全国コミュニ ティライフサ ポートセンター （CLC） ※ 総務省、 全世代型社 会保障構築 本部事務局と 協働で実施
①	住民が主体的に開始した活動事例や、住民が主体的に行う活動と専門性のある支援体制との連携・協働事例の収集（全国10事例程度。過疎地域における事例又は過疎地域において活用できる事例等も含む）。									
②	①で収集した事例における活動実施者（住民）や支援を行った行政・団体に対し、活動目的、活動が行われるまでのプロセス、支援時期・内容、支援にあたっての課題・評価、効果的な支援の在り方等に係るヒアリング。									
③	②を踏まえ、地域活動が行われるまでのプロセスとそれに対する行政や地域活動を支援する団体等の役割（効果的な支援方法）、地域活動が行われたことによる地域住民等への効果のみを提示した事例集の作成。									
④	①～③による成果を報告書等にまとめ、市町村等に周知。									

22